

在沖米国総領事
ロバート・ケプキー 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉城 デニー

米軍航空機による提供施設外及び訓練区域外での低空飛行訓練
について

昨年12月末から2月にかけて、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練が実施されております。

本協議会においては、これまで機会あるごとに、米軍及び日米両政府に対し、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないことや県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すことなどを求めてきており、大変遺憾であります。

また、同訓練について、沖縄県や地元自治体等が、米軍及び日米両政府に対し抗議・要請を行ったにもかかわらず、その後も県内各地の提供施設外及び訓練区域外において同様の訓練が繰り返されており、米軍が地元の声に真摯に対応する姿勢が全く見られません。

本協議会としては、このような訓練が常態化することは、断じて容認することはできません。

については、以下の事項について強く要請します。

記

- 1 提供施設外及び訓練区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること。
- 2 平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること。
- 3 今回低空飛行を行った航空機の飛行高度について、詳細な情報を明らかにするよう米軍に働きかけること。
- 4 米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設内又は訓練区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

外務省特命全権大使（沖縄担当）
橋本 尚文 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉城 デニー

米軍航空機による提供施設外及び訓練区域外での低空飛行訓練
について

昨年12月末から2月にかけて、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練が実施されております。

本協議会においては、これまで機会あるごとに、米軍及び日米両政府に対し、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないことや県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すことなどを求めてきており、大変遺憾であります。

また、同訓練について、沖縄県や地元自治体等が、米軍及び日米両政府に対し抗議・要請を行ったにもかかわらず、その後も県内各地の提供施設外及び訓練区域外において同様の訓練が繰り返されており、米軍が地元の声に真摯に対応する姿勢が全く見られません。

本協議会としては、このような訓練が常態化することは、断じて容認することはできません。

については、以下の事項について強く要請します。

記

- 1 提供施設外及び訓練区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること。
- 2 平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること。
- 3 今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること。
- 4 米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設内又は訓練区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

沖縄防衛局長
田中 利則 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉城 デニー

米軍航空機による提供施設外及び訓練区域外での低空飛行訓練
について

昨年12月末から2月にかけて、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練が実施されております。

本協議会においては、これまで機会あるごとに、米軍及び日米両政府に対し、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないことや県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すことなどを求めてきており、大変遺憾であります。

また、同訓練について、沖縄県や地元自治体等が、米軍及び日米両政府に対し抗議・要請を行ったにもかかわらず、その後も県内各地の提供施設外及び訓練区域外において同様の訓練が繰り返されており、米軍が地元の声に真摯に対応する姿勢が全く見られません。

本協議会としては、このような訓練が常態化することは、断じて容認することはできません。

については、以下の事項について強く要請します。

記

- 1 提供施設外及び訓練区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること。
- 2 平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること。
- 3 今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること。
- 4 米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設内又は訓練区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。